

公立大学法人敦賀市立看護大学経営審議会会議規則

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人敦賀市立看護大学定款（以下「定款」という。）第18条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 経営審議会は、次に掲げる委員6人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 現に法人の役員又は職員でない者で法人の経営に関し、広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

(委員の任期)

第3条 前条第1号及び第2号に掲げる委員の任期は、法人の役員としての任期と同一とする。

- 2 前条第3号に掲げる委員（以下「学外委員」という。）の任期は、2年とする。
- 3 補欠の学外委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(審議事項等)

第4条 経営審議会は、定款第21条各号に定める事項について審議するほか、理事長から審議を求められた事項について審議する。

(招集等)

第5条 経営審議会は、年4回の開催を常例とし、理事長が招集する。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時に経営審議会を開催することができる。
- 3 理事長は、経営審議会の委員から会議に付すべき事項を記載した書面で開催の請求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。
- 4 経営審議会に付議する事項は、招集の際通知しなければならない。ただし、急施を要すると認められる場合は、この限りでない。

(議長)

第6条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 議長に事故があるとき（議長が議題となっている事項に直接の利害関係を有する場合を含む。）又は議長が欠けたときは、委員の互選により議長の職務を代理又は代行する委員を定める。

(定足数及び議決)

第7条 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 経営審議会の議事は、出席委員（議長及び議決しようとする事項に直接の利害関係を有する委員を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 議長は、経営審議会の議事について、議事録を作成しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。